

事務連絡
令和2年7月6日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

認定こども園の指導監査の効率的・効果的な実施について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき、大変ありがとうございます。

標記につきまして、厚生労働省において、子ども・子育て支援対策推進事業として、「保育所の指導監査における効率的・効果的な取組に関する調査研究事業」を実施し、別添のとおり、自治体・施設双方での事務負担軽減による効率化を図るため、都道府県等において実際に行われている取組の事例や、都道府県等において取組を検討・実施するに当たっての留意点をまとめておりますのでお知らせします。

つきましては、「認定こども園の指導監査の効率的・効果的な実施について」（令和元年7月18日付け事務連絡）と併せて、別添も参考に、認定こども園の指導監査の効果的かつ効率的な実施に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内の市区町村への周知を行っていただくようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

事務連絡
令和 2 年 7 月 3 日

都道府県
各 指定都市 保育担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等
に関する研究会報告書」について（周知等）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 46 条の規定に基づき都道府県・政令指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）が実施する保育所への指導監査（以下「保育所指導監査」という。）については、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 38 条において、年 1 回以上の実地検査を行うこととされています。一方で、一部の都道府県等においては、実地検査の実施率が必ずしも高くない状況にあることが指摘されているところです。

こうした状況を踏まえ、「保育の質の確保」という保育所指導監査の目的を果たしつつ、効率的かつ効果的に保育所指導監査を行うための都道府県等における取組の検討に資するよう、今般、平成 31 年度子ども・子育て支援対策推進事業として、「保育所の指導監査における効率的・効果的な取組に関する調査研究事業」を実施し、「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」（以下「研究会報告書」という。）を取りまとめました。

研究会報告書においては、「保育の質の確保」という保育所指導監査の目的を担保しつつ、自治体・保育所双方での事務負担軽減による効率化を図るため、都道府県等において実際に行われている取組の事例を収集するとともに、自治体による当該取組に対して保育現場から寄せられた意見や、保育現場の意見から想定される、都道府県等において取組を検討・実施するに当たっての留意点を紹介しています。

研究会報告書の具体的な内容については、厚生労働省ホームページ内に掲載しておりますので、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（令和元年 5 月 30 日事務連絡）と併せて、内容を御了知の上、

各都道府県等におかれては、「保育の質の確保」という保育所指導監査の目的を担保しつつ、効率的かつ効果的な指導監査の実施に取り組んでいただくようお願いいたします。

【研究会報告書の掲載先】

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739_00004.html

保育所の指導監査における効果的・効率的な取組に関する調査研究

背景と趣旨

- 都道府県等による保育所指導監査は、法令上年1回以上の実地監査が義務づけられている一方、一部の都道府県等においては、指導監査の実施体制不足等の理由から、実地検査の実施率が必ずしも高い現状が指摘されている。
- 「**保育の質の確保**」という**保育所指導監査の目的を担保**しつつ、**自治体・保育所双方での事務負担軽減による効率化**を図っている事例を収集する。

研究会報告書の概要

自治体の主な取組事例	取組の検討に当たってのポイント・留意点 (保育現場からの意見より)
<ul style="list-style-type: none">・安全面に重点を絞った抜き打ちの実地監査を実施し、その他の項目は書面による確認・全項目を確認するのは3年に1度とし、それ以外は実地監査を重点項目に限定	<ul style="list-style-type: none">・日程設定においては園行事等に配慮する・当日準備書類や制度変更について事前に保育所に周知する・保育所の負担を軽減しつつ、法令の遵守や園児の安全が担保されるよう、実地検査での確認内容を精査する
<ul style="list-style-type: none">・定期的に平準化のための会議を開催し、監査員間の指導内容を平準化・指導監査マニュアルを作成し、監査員間の判断基準を斉一化	<ul style="list-style-type: none">・マニュアルや指導内容の共有により監査員の主観を排除する・施設の独自性を尊重する ・自治体間でも平準化を図る・基準等について保育現場へ説明を行う
<ul style="list-style-type: none">・指摘内容や指摘に至った経緯をデータベース化・判断基準に関するFAQを随時更新してノウハウを蓄積	<ul style="list-style-type: none">・翌年以降への引き継ぎにより、実地検査での確認内容を簡素化する・改善状況なども併せて蓄積し、翌年度以降も一貫した指導を実施する
<ul style="list-style-type: none">・ICT管理されている書類（登降園管理や保育日誌など）は電子媒体での提出やパソコンの画面を閲覧することで確認	<ul style="list-style-type: none">・電子提出の書類を行政内部でも共有し保育所の提出事務を軽減する
<ul style="list-style-type: none">・都道府県等による施設指導監査と市町村による確認監査での調書の統一	<ul style="list-style-type: none">・自治体間の様式も統一し、広域展開する法人の負担を軽減する
<ul style="list-style-type: none">・都道府県等による施設指導監査と市町村による確認監査の同日実施・法人内に複数施設を有する施設に対して、会計分野の監査を一括で実施	<ul style="list-style-type: none">・実地検査での確認内容が重複しないよう、監査を実施する自治体間で役割分担や情報連携を行う
<ul style="list-style-type: none">・保育士経験者や栄養士が実地検査に同行し専門的知見を活用した監査を実施	<ul style="list-style-type: none">・監査員の補助として同行した専門家の過去の知識や個人的な経験則を排除し、保育内容等について、各施設の独自性や最新の知見を尊重する

スケジュール

- 令和元年10月9日 第1回研究会：保育現場の声も踏まえた論点の整理
- 令和元年12月18日 第2回研究会：都道府県等における取組事例の収集・紹介
研究会報告書骨子案について
- 令和2年1月20日 第3回研究会：自治体の取組に対する保育現場からの意見の紹介
研究会報告書について

研究会の構成

- | | |
|--------|---------------------------|
| 及川 修 | 横浜市子ども青少年局総務部監査課 課長 |
| 奥村 尚三 | 二子保育園 園長 |
| 勝部 恵治 | 島根県健康福祉部子ども・子育て支援課 課長 |
| 児玉 英一 | アルプス認定こども園 園長 |
| 小林 歩 | 宮城県保健福祉部子育て社会推進室 副参事兼室長補佐 |
| 塚本 秀一 | 保育の家 しょうなん 園長 |
| 宮崎 豊 | 玉川大学教育学部乳幼児発達学科 教授 |
| ◎矢萩 恭子 | 和洋女子大学人文学部こども発達学科 教授 |
| 吉田 英仁 | 川崎市子ども未来部指導監査課 主査 (◎は座長) |

保育所の指導監査の効率的・効果的
な実施に向けた自治体の取組等に
関する研究会

報告書

令和2年3月

目次

1. はじめに	3
2. 研究会の進め方	4
3. 事例及び意見収集の手法.....	5
4. 都道府県等による取組事例.....	8
(1) 自治体基本情報.....	8
(2) 論点別取組事例.....	12
論点 1： 監査項目に係る具体的な確認・指導基準に関する取組	13
1-1. 重点的確認内容の設定	13
1-1-1. 「安全確認監査」の導入（宮城県）	13
1-1-2. 「実地簡易監査」の導入（熊本県）	15
1-2. 指導監査マニュアル作成や平準化のための会議の実施.....	16
1-2-1. 定期的な検討会の実施（川越市、横浜市）	16
1-2-2. 指導基準の作成（島根県）	16
1-3. 監査結果の蓄積	17
1-3-1. データベース化（群馬県、宮城県）	17
論点 2： 提出書類等の事前準備に関する取組	19
2-1. 電子書類の効率的な確認	19
2-1-1. ICT化への対応（群馬県、島根県、横浜市、川越市、旭川市）	19
2-2. 監査に使用する様式の統合	19
2-2-1. 監査調書／自主点検表等のフォーマットの工夫（島根県、熊本県）	19
論点 3： 行政機関内の連携、監査結果の取扱い等に関する取組	21
3-1. 監査と助言支援との役割分担	21
3-1-1. 幼児教育センターとの連携（島根県）	21
3-2. 複数の行政機関が実施する監査等の同日実施.....	21
3-2-1. 都道府県及び市町村の確認監査の同日実施（宮城県、群馬県、熊本県）	21
3-2-2. 市町村が担当する複数の監査の同日実施（旭川市）	22
3-2-3. 一括監査の導入（横浜市）	22
3-3. 根拠の提示	22
3-3-1. 自主点検表における監査項目ごとの根拠法令等の提示（宮城県、島根県、群馬県、熊本県、静岡市、川越市、旭川市）	22
3-3-2. 着眼点及び監査項目ごとの根拠法令の提示（横浜市）	23
3-4. 専門的知見の活用	23

3-4-1. 保育士や栄養士の同行（横浜市、宮城県、熊本県、旭川市）	23
3-5. 監査結果の公表	24
3-5-1. 保育所ごとの結果の公表（熊本県、静岡市、横浜市）	24
5. 都道府県等の取組に対する保育現場からの意見	25
論点1：監査項目に係る具体的な確認・指導基準に関する取組について	25
論点2：提出書類等の事前準備に関する取組について	28
論点3：行政機関内の連携、監査結果の取扱い等に関する取組について	30
6. おわりに	33

1. はじめに

児童福祉行政指導監査は、都道府県知事が、児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているか等を個別に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 46 条に基づき、都道府県・政令指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）が保育所に対して実施する指導監査（以下「保育所指導監査」という。）については、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 38 条に基づき、年 1 回以上の実地検査が義務づけられているが、実地検査を行う都道府県等の人員に限りがあること等から、実地検査の実施率が芳しくない都道府県等が散見され、保育所側においても、実地検査のための書類作成に係る負担が大きいとの意見がある。

こうした中、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「児童福祉施設に対する施設監査（中略）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。」とされた。

これを踏まえ、本報告書においては、都道府県等の担当者が、「保育の質の担保」という目的を果たしつつ、保育所指導監査の効率的かつ効果的な実施に向けた取組について検討・実施しようとするに当たり、参考とすることができる先進的な取組事例として、都道府県等に対するヒアリングを通じて収集した結果を紹介する。さらに、それらの取組に対し、その内容の検討・実施に当たって都道府県等の担当者に留意してほしい点について、保育現場に対するヒアリングを通じて寄せられた意見をまとめ、それらから想定される、取組を行う際の留意点を掲載した。

2. 研究会の進め方

都道府県等における効率的かつ効果的な保育所指導監査の実施に係る取組事例を取りまとめるに当たり、全3回からなる研究会を開催するとともに、それぞれの研究会の開催に当たって、保育現場からの意見聴取と都道府県等・保育現場それぞれに対するヒアリング調査を実施し、研究会における検討の基礎となる情報を収集した。

具体的には、全体の検討過程を3つのステップに分け、ステップ1においては、保育現場の視点から保育所指導監査において負担が大きいと感じる点に関する意見を収集した結果を、保育現場の立場から本研究会に参画している構成員より研究会の場において聴取し、事例収集を行う際の論点を整理した。続いて、ステップ2では都道府県等に対するヒアリング調査の結果を踏まえ、都道府県等による保育所指導監査に係る取組事例の素案をまとめた。ステップ3においては、都道府県等が実施するそれぞれの取組に対して、保育現場の視点から自治体担当者が取組の検討に当たり留意してほしい点に関する意見を収集し、研究会としての報告書を取りまとめた。

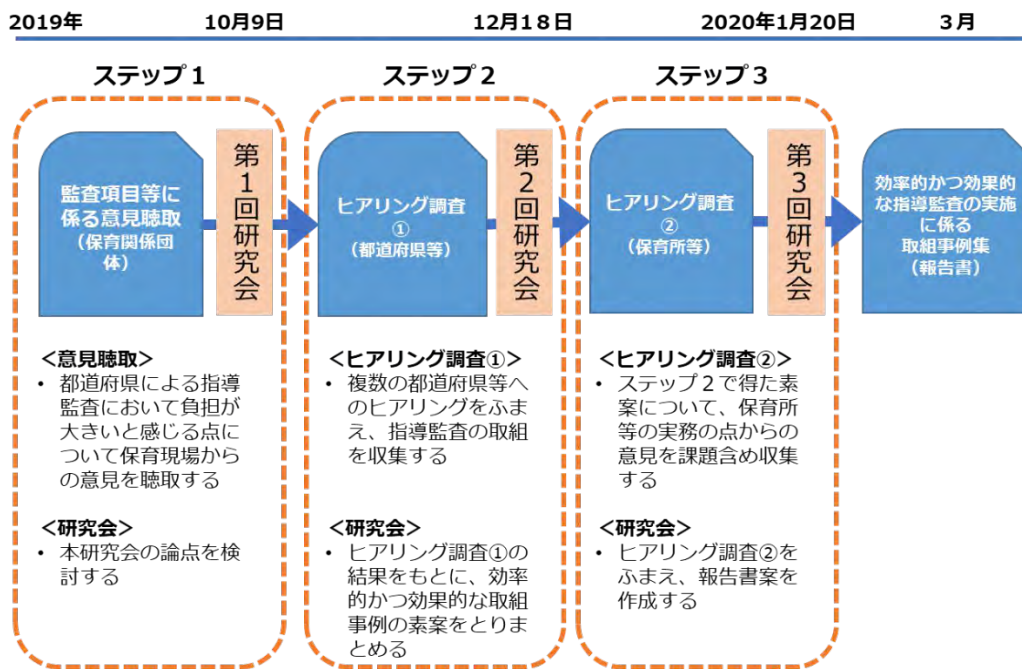


図1：報告書作成までの流れ

3. 事例及び意見収集の手法

ステップ1：保育現場からの意見聴取

○目的

保育所指導監査に対応する上で、保育現場においてはいかなる点に負担を感じているかに関する意見を収集し、都道府県等による先進的取組事例の収集を行う際の論点を整理するため。

○実施対象及び方法

協力団体（※）を通じ、各団体の会員施設に対して、保育所指導監査への対応で特に負担に感じている点に関する意見収集を実施し、提出された意見を各団体において集約したものを研究会にて聴取した。

（※）協力団体は次の3団体。

社会福祉法人 日本保育協会

公益社団法人 全国私立保育園連盟

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

○実施時期

2019年9月～10月

ステップ2：都道府県等に対するヒアリング調査

○目的

保育所指導監査の効率的・効果的な実施において、課題として認識される事項のうち、第1回研究会において議論された内容を踏まえ、本研究会における調査の論点として整理した事項（p.12 参照）を中心に、都道府県等で行われている工夫や問題意識等を把握するため。

○実施方法

対象となる各都道府県の保育所指導監査実務担当者に対して、実地にて聴取した。

○対象自治体について

（選定方法）

ヒアリングの実施に当たっては、以下の条件を全て満たす自治体のうち、人口規模や所在する地域等に偏りが生じないよう8自治体を選定し、うち4自治体には研究会の構成員としての参画を合わせて依頼した。また、それ以外の4自治体についてはヒアリング調査のみへの協力を依頼し、承諾を得られたものを対象とした。

※選定過程において、自治体より業務量等の関係から協力が困難と回答があった場合、以下の条件を満たす他の自治体に順次ヒアリングの依頼を行った。

- ・平成 30 年度における保育所指導監査の実施実績がおおむね良好であること
- ・保育所指導監査の実施に当たって、「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成 12 年 4 月 25 日厚生省児童家庭局長通知)において示されている監査項目全てを確認していること
- ・保育所指導監査の実施に際して、実施した施設の全てにおいて実地検査を行っていること
- ・平成 30 年に実施した調査(保育所等における保育の質の確保・向上に関する実態調査)において、保育所指導監査に係る取組として自由記載欄に回答があったこと

(対象自治体)

宮城県、群馬県、島根県、熊本県、横浜市、静岡市、旭川市、川越市

○ヒアリング実施時期

2019 年 11 月

○ヒアリング項目

①指導監査実施の実態及び手順

対象施設数や実施率、実施体制、事前準備・当日の流れ、監査結果の示し方等

②課題点と取組・工夫

- ・監査項目に係る具体的な確認方法や指導基準等に関する取組・工夫
- ・保育所指導監査に向けて提出を求める情報・書類等に関する取組・工夫
- ・部署間・他機関連携に関する取組・工夫

③その他

ステップ 3：保育現場に対するヒアリング調査

○目的

都道府県等が行っている、保育所指導監査の効率的かつ効果的な実施のための取組事例に対して、それぞれの取組によりどの程度効率化が期待されるか、また、自治体担当者に留意してほしい点は何か、などの保育現場側の意見を聴取するため。

○実施対象及び方法

「都道府県等による論点別取組事例」に対する保育現場からの意見を聴き取るため、質問票¹への回答について協力団体を通じて各保育所へ依頼したところ、58 園から回

1 別添参考資料 1 を参照

答が得られた。

(回答施設内訳)

58園 (2020年1月17日時点)

項目	内訳
① 対象園 (複数施設をもつ法人代表が対象の場合は法人に属する各施設) の定員規模	20人未満：1 20～49人：1 50～99人：9 100～199人：36 200～299人：7 300～399人：2 不明：2
② 対象園が所在する都道府県等	北海道：2 東北：0 関東：14 中部：0 近畿：34 中国：2 四国：2 九州：2 不明：2
③ 同一法人に属する施設数	1か所：22 2か所：11 3か所：5 5か所：4 4か所：4 6か所：7 8か所：2 10か所：1 不明：2
④ 対象園の公立・私立の別	公設民営：1 私立：57

具体的な実施方法としては以下の2つの手法を併用することにより、対象施設より意見を収集した。

- ・書面の郵送による配布・回収
- ・web上の専用サイトにおける各質問内容への回答

○ヒアリング時期

2019年12月下旬～2020年1月上旬

○ヒアリング項目

都道府県等に対するヒアリング調査により収集された取組事例に対して、以下を確認した。

- ①それぞれの取組により自治体の指導監査がどの程度効率的になると考えられるか。
- ②①で効率化や有効性の向上の程度が小さいと考える取組について、どのような点が効率的・効果的な指導監査実施の阻害要因として考えられ、自治体が取組内容の策定に当たり何らかの改善を検討すべきか。また、効率化や有効性の向上の程度が大きいと考える取組について、取組の実施に当たり自治体に留意してほしい点として何が考えられるか。